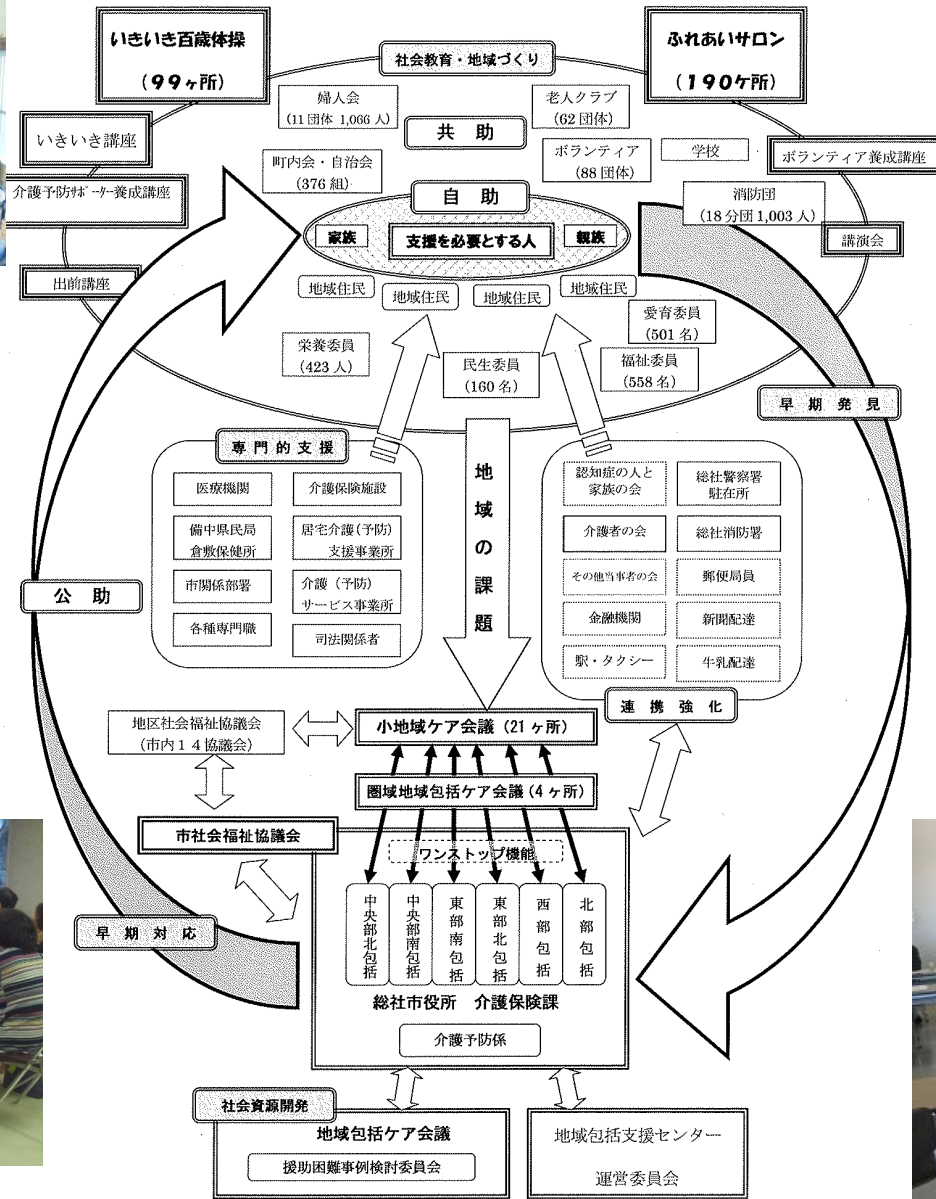


# 総社市地域包括ケアシステム構想図



共助: 地域の福祉力・お互いの助け合い。  
 公助: 自助・互助・共助では対応できないことについて、公共(公的機関)が支援すること。

※平成24年4月 現在





(岡山県)

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	総社市
②人口（※1）	67,577人 (3,594人)
③高齢化率（※1） (65歳以上、75歳以上それぞれについて記載)	65歳以上 24.8% (41.3%) 75歳以上 12.1%
① 取組の概要	<p>【北部地域包括支援センターの取り組み】</p> <p>実践的な地域包括ケアシステムの構築に向け、取り組んでいる。</p> <p>H24.4.1から住民により近いところで、住民ニーズの早期発見、早期対応、きめ細かい支援を目的に市内6法人に地域包括支援センターを委託した。</p> <p>その一つである北部地域包括支援センターが管轄する北部圏域は総社市内でも最も高齢化率の高い地域で、社会資源も多いとはいえない状況のなか、住民が主体的に見守り・支えあう地域づくりをすすめてきている。</p>
⑤取組の特徴	地域で自主的に開催されている小地域ケア会議を軸としながら、圏域ケア会議と小地域ケア会議が「安心・安全な地域をつくるために」というひとつのテーマで取り組み、更に課題を協議している。
⑥開始年度	H24年度
⑦取組のこれまでの経緯	各小地域ケア会議で「安心・安全な地域をつくるために」というテーマで、住民が夢を語ることから始まった。その後、マインドマップという手法を用いて、実現可能な具体的な取り組みへと発展させた。この手法を用いることで、今出来ていることやこれから取り組みたいことなど、社会資源の整理が可能となっている。圏域全体の合同研修会も開催し、各小地域ケア会議から課題等を報告し合い、意見交換し、次年度に繋がる具体的な取り組みへの参考とした。
⑧主な利用者とな人数	小地域ケア会議委員及び地域包括支援センター職員等 74名
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	日美・水内・下倉・富山 地区小地域ケア会議 (民生委員・福祉委員・事業所職員・地域包括支援センター・社会福祉協議会・市)
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	委員として参加。事務局である地域包括支援センター、社協と一緒に小地域ケア会議・圏域ケア会議開催に向け協議 (地域包括支援センター委託費)
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	なし
⑫取組の課題	具体的な取り組みに対し、住民が共通認識を持つということを短時間の会議で実践しなければならない





⑬今後の取組予定	合同研修会で報告し合った平成25年度に取り組むことを具体的に各小地域ケア会議で話し合っていく。 その過程の中で、北部圏域の地域包括ケアシステム図が完成されていく。
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	総社市 介護保険課 介護予防係 0866-92-8244

- ※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を( )内に記載してください。
- ※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。
- ※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。



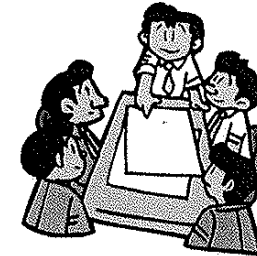


# 地域包括ケアシステムのネットワーク

広域的な課題検討

広域的な支援体制の整備

年間4回



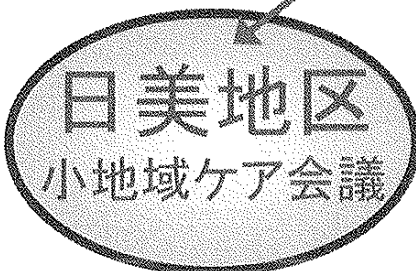
年間4回

圏域間での支援体制の整備

情報交換・収集の場



毎月 / 隔月



地域に密着した情報共有・協議の場





## 総社市小地域ケア会議実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総社市小地域ケア会議（以下「ケア会議」という）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(目的及び所掌事項)

第2条 このケア会議は、各地区で開催することでより地域に密着した情報共有、課題解決の場として、要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者等を対象に効果的な介護予防サービス等及び地域に即した支援体制を総合的に調整、推進することを目的とし、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域ケア体制の総合的な整備
- (2) 援助困難事例の検討
- (3) 社会資源情報の集約及び提供
- (4) 地域が抱える問題の把握及び共有化
- (5) 新たなサービスの構築に向けての検討

(組 織)

第3条 ケア会議は、次に掲げる者（以下「委員」という）で構成する。なお、委員に対しての報酬等は支給しないものとする。

- (1) 地域住民代表（民生委員児童委員・福祉委員・愛育委員・自治会長等）
- (2) 介護保険サービス事業所職員
- (3) 居宅介護支援事業所介護支援専門員
- (4) 社会福祉協議会（地区社協・市社協）
- (5) 行政（総社市介護保険課）

2 委員の就任は、市長の依頼をもって就任とする。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第2号の援助困難事例の検討については、その事例に直接関わる者で構成する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 ケア会議に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、ケア会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 ケア会議は、2箇月に1回程度開催する。また必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長は、委員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の委員の出席を求めてケア会議を開催することができる。

3 委員長は、必要に応じてケア会議に委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び出席者は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶 務)

第8条 ケア会議の庶務は、総社市地域包括支援センターにおいて処理する。

(補 足)

第9条 この要領に定めるもののほか、ケア会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。





## 圏域地域包括ケア会議実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、圏域地域包括ケア会議(以下「圏域ケア会議」という)を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 この圏域ケア会議は、市内4圏域(東部・西部・中央部・北部)単位で実施し、総社市地域包括ケア会議設置要綱及び総社市小地域ケア会議実施要領で定めるそれぞれの会議の中間的位置づけとして、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小地域ケア会議及び地域包括ケア会議との連携
- (2) 地域包括ケア体制の総合的な整備
- (3) 援助困難事例の検討
- (4) 社会資源情報の集約及び提供
- (5) 圏域が抱える問題の把握及び共有化
- (6) 新たなサービスの構築に向けての検討

### (組織)

第3条 圏域ケア会議の委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 小地域ケア会議の代表者
- (2) その他総社市地域包括支援センターが必要と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、その職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5条 圏域ケア会議に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、圏域ケア会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 圏域ケア会議は、定期的開催する。また必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長は、委員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の委員の出席を求めて圏域ケア会議を開催することができる。

3 委員長は、必要に応じて圏域ケア会議に委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (守秘義務)

第7条 委員及び出席者は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第8条 圏域ケア会議の庶務は、総社市地域包括支援センターにおいて処理する。

### (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、圏域ケア会議の運営に関して必要な事項は別に定める。





附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年8月1日から実施する  
(経過措置)
- 2 平成21年3月31日までに委員となった者の任期は、要領第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する

